

## 在籍型出向での支援制度（国） ※制度の一部の説明を省略しております。詳しくは各制度のホームページ等をご覧ください。

### ① 産業雇用安定助成金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。（申請手続は出向元企業が行う）

#### ○出向運営経費

出向元企業および出向先企業が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

		中小企業	中小企業以外
助成率	出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9 / 10	3 / 4
	出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（一人一日当たり）		12,000円/日（出向元・先の計）	

#### ○出向初期経費

- ・就業規則や出向契約書の整備費用、出向元企業が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先企業が出向者を受け入れるための機器や備品等の整備等の出向の成立に要する措置を行った場合に助成。
- ・助成額：出向元企業・出向先企業それぞれ10万円/1人当たり（定額）  
業種等による加算額はそれぞれ5万円/1人当たり（定額）

### ② 雇用調整助成金（出向）（厚生労働省）

雇用調整助成金は、事業主が在籍型出向を行う場合も助成対象としています。

#### 【助成内容】

出向元企業が出向労働者の賃金の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率（中小企業2/3、中小企業以外1/2）をかけた額を助成。

- イ 出向元企業の出向労働者の賃金に対する負担額
- ロ 出向前の通常賃金の1/2の額

※ただし、8,370円×300/365×支給対象期の日数が上限。

### ③ 人材確保等促進税制（経済産業省）

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため外部人材の獲得や、厳しい雇用情勢の中での雇用の維持・確保のための**在籍型出向の受け入れ**、人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除措置が講じられます。

【適用対象】青色申告書を提出する全企業

【適用期間】令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度

<適用要件>	<税額控除>
○通常要件：新規雇用者給与等支給額が、前年度より2%以上増えていること	控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を法人税額等から税額控除
○上乗せ要件：教育訓練費が、前年度より20%以上増えていること	控除対象新規雇用者給与等支給額の20%を法人税等から税額控除 ※ただし、税額控除額は法人税額等の20%を上限とする